

# 2025年日本国際博覧会 万博アプリ・万博ポータル開発保守運用業務に係る公募要領

2025年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）の開催に向け、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）では、大阪・関西万博の会場整備や運営等の検討を進めており、2020年12月に「2025年日本国際博覧会基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定した。この基本計画に基づき協会にて大阪・関西万博における多様な来場者に対するサービスの導入を計画している。

本業務は、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、大阪・関西万博の来場者が利用する万博アプリ・万博ポータルの開発・保守・運用の業務をより効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

## 1 業務名称

2025年日本国際博覧会 万博アプリ・万博ポータル開発保守運用業務

### (1) 趣旨・目的

協会は基本計画第6章運営計画に定める「子どもから高齢者、障がい者、外国人、賓客等、多様な来場者に対して、利便性や快適性を追求し、有意義で満足度の高い来場者サービスを目指す」とともに、第7章情報通信計画の基本方針である「世界から多くの人の参加を促し、また、未来社会の一端を体験するためにICT技術の効果的な活用」を目指しており、来場者向けのスマートフォンアプリ及びポータルサイトは万博に来場いただく全ての来場者と万博の唯一無二のタッチポイントとして、大阪・関西万博の魅力を発信し、共感を呼び、実際に大阪・関西万博を体験して頂くための重要なツールとして位置づけ、多様な来場者の利便性や快適性の向上を目標としている。

この目標の実現に向け、来場者に効率的に情報を提供する窓口となるスマートフォンアプリの「万博アプリ」及びウェブページの「万博ポータル」を提供するため、基本計画やICTシステム全体の目的、コンセプト等を踏まえ、万博アプリ・万博ポータルに関する一連の業務を行うものである。

### (2) 業務概要

本業務に含まれる業務の詳細については「万博アプリ・万博ポータル 開発保守運用業務 調達仕様書」（以下「仕様書」という。）の通りとし、業務予定期間は契約締結後から2025年12月31日までとする。

### (3) 提案金額の上限額

12億円（税込）

## 2 スケジュール（予定）

2023年4月24日（月）	公募開始
2023年5月8日（月）17時	事前審査書類締切
2023年5月15日（月）17時	質問締切
2023年5月22日（月）	質問回答
2023年5月30日（火）17時	応募書類提出締切
2023年6月20日（火）頃	選定委員会（オンライン）
2023年6月28日（水）頃	審査結果の公表
2023年7月上旬頃	契約締結予定
2025年12月31日（水）	業務終了

## 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下、「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当（（5）、（6）、（7）は共同企業体として有していればよい。）すること。なお、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

（1） 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（2） 主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

（3） 消費税及び地方消費税を完納していること。

（4） 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

（5） 次に掲げる①または②の業務実績条件を満たし、業務実績申告書（様式3）を提出すること。

※①②は、それぞれ異なる業務実績で良い。

※①②の業務実績については、合計最大3件の実績を示すこと。

※①②の業務実績については、実績に応じ評価する。

- ① BIE（博覧会国際事務局）の承認のもと、国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会に係るアプリ開発保守運用業務の経験を有すること。
- ② 国際博覧会に限らず、国内外で開催される大規模国際イベント（※）などで類似の業務を履行した実績があること。

※以下のイベントを指す

- ・オリンピックパラリンピック競技大会（無観客開催を含む）
- ・ラグビーワールドカップ等の国際スポーツ大会
- ・年間 1,000 万人以上のテーマパーク
- ・博覧会やモーターショー
- ・その他上記 4 例と同等のイベント等

#### （6）情報セキュリティ マネジメント

情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001 又は JIS Q 27001）認証を取得していること。

#### （7）共同企業体に係る事項

- 1 業務形態 構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにすること。
- 2 代表者要件 代表者は指名を受けた企業とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

### 4 応募手続

本業務の提案に参加を希望する者は、以下の手順に従って手続を進めること。

#### （1）公募要領の配布

##### ア 配布期間

2023 年 4 月 24 日（月）から 2023 年 5 月 8 日（月）17 時まで

##### イ 配布方法

協会ホームページからダウンロードで配布する。郵送による配布は行わない。

[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

##### ウ 配布物

- ・公募要領（本紙）
- ・秘密保持誓約書（様式 1）
- ・参加表明書（様式 2）
- ・事業実績申告書（様式 3）

- ・ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式 4）

## （2） 参加表明及び事前審査、仕様書等の開示

本事業の提案に参加を希望する者は、参加資格の有無を判断するための事前審査を受けること。  
協会による事前審査の結果、参加資格を満たすと認められる者に限り仕様書等を順次開示する。

※受付期間中は、再審査の申請を認める。

※共同企業体で参加を予定する場合、秘密保持誓約書（様式 1）は、構成員ごとに提出すること。

※各事前審査提出書類においては、構成員の数に応じて、適宜記載枠を追加すること。

### ア 受付期間

2023 年 4 月 24 日（月） から 2023 年 5 月 8 日（月） 17 時 必着

### イ 提出書類

- ・ 秘密保持誓約書（様式 1）
- ・ 参加表明書（様式 2）
- ・ 事業実績申告書（様式 3）
- ・ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式 4）

### ウ 提出方法

電子メールにて、必ず受付期間中に電子メール（送信先：[expo-officialapps@expo2025.or.jp](mailto:expo-officialapps@expo2025.or.jp)）  
にて、上記提出書類ファイルを送信すること。持参による提出は不可とする。

### エ 審査結果

上記提出物受領後 1 週間以内を目安に、協会から上記電子メールにて事前審査の結果を通知する。

### オ 参加資格を満たすと認められる者への開示物

- ・ 仕様書一式（調達仕様書及び別紙）
- ・ 企画提案書作成要領
- ・ 積算内訳表作成要領
- ・ 想定業務運用項目
- ・ 評価基準表
- ・ 要件回答書（様式 5）
- ・ 応募金額提案書（様式 6）
- ・ 積算内訳表（様式 7）
- ・ 共同企業体届出書（様式 8）
- ・ 共同企業体協定書（様式 9）
- ・ 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式 10）
- ・ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 11）
- ・ 使用印鑑届（様式 12）

- ・ 質問表（様式 1 3）
- ・ 契約書【開発用】（様式 1 4）
- ・ 契約書【運用保守用】（様式 1 5）

### （3） 提案書類の提出

事前審査を通過した者は、公募に必要な書類を受付期間内に提出すること。

#### ア 受付期間

2023 年 4 月 24 日（月） から 2023 年 5 月 30 日（火） 17 時まで

#### イ 受付場所

公益社団法人 2 0 2 5 年日本国際博覧会協会 運営事業局運営部来場者サービス課

（担当：真弓・上坂）

住 所：大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階

#### ウ 提出方法

以下、提案時に必要な書類（紙、電子媒体に収納したファイル）は、特定記録等の配送状況を追跡できるものでの郵送により提出すること（持参による提出は不可とする。）。

また、必ず受付期間中に電子メール（[expo-officialapps@expo2025.or.jp](mailto:expo-officialapps@expo2025.or.jp)）宛に提案時に必要な書類のデータを送信すること。

※メール送信量が 10MB を超える場合は添付ファイルを分割して送信すること。

#### エ 費用の負担

提案に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

#### オ 提出物

以下提案時に必要な書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については、企業名及び社章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。

#### 【提案時に必要な書類】

- ・ 企画提案書
- ・ 要件回答書（様式 5）
- ・ 応募金額提案書（様式 6）
- ・ 積算内訳表（様式 7）
- ・ 共同企業体届出書（様式 8）
- ・ 共同企業体協定書（様式 9）
- ・ 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式 1 0）
- ・ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 1 1）
- ・ 使用印鑑届（様式 1 2）
- ・ 質問表（様式 1 3）

#### (4) 提案書類の返却

提案書類は理由の如何を問わず、返却しない。なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

#### (5) 提案書類の不備

提案書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

#### (6) その他

ア 1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む。）。

イ 書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ A4 ファイルに綴って提出すること。提案書類は原本、副本ともに電子媒体（CD-R 等）に格納したファイルでも提出すること。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

<記入例> 「2025 年日本国際博覧会 万博アプリ・万博ポータル開発保守運用業務」提案書  
株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く。）

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

### 5 説明会

実施しない。

### 6 質問の受付

協会から参加資格を認められた者は、必要に応じて「質問表」（様式 13）を受付期間内に提出すること。

#### (1) 受付期間

2023 年 4 月 24 日（月）から 2023 年 5 月 15 日（月）17 時まで

#### (2) 提出方法

電子メール（送信先：[expo-officialapps@expo2025.or.jp](mailto:expo-officialapps@expo2025.or.jp)）で受け付ける。

※「件名」に「【質問】2025 年日本国際博覧会 万博アプリ・万博ポータル開発保守運用業務」と明記し、質問内容を「質問表」（検討中）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話又は FAX による問い合わせは不可とする。

※質問への回答は、メール送信により行う。

### 7 審査の方法

#### (1) 審査方法

(2) の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行う。提案書における技術点及び価格点の合計得点により審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行う。プレゼンテーション審査の詳細については、協会と応募者で調整し決定する。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定する。

① 技術点の評価

選定委員会委員が「評価基準表」に基づき採点する。委員全員の採点を合計し、平均点を技術点とする。

② 価格点の評価

審査基準にある評価計算を行い価格点とする。なお、機能（必須・任意）、非機能等全て含めた合計金額を評価の対象とする。その合計金額が委託上限金額を超えた場合は失格とし、技術審査は行わないものとする。

③ 評価点の考え方について

(i) 企画提案書のページ数について

企画提案書の総ページ数が 100 ページを超えた場合は、「①技術点の評価」から 100 点を減点する。なお、100 ページには表紙と目次は含まずそれ以外はページ数とする。

(ii) 技術点について

ア 350 点未満の場合には失格とする。また、評価基準表において 1 項目でも 0 点がある場合にも失格とする（ただし、審査項目に「任意」とある項目については 0 点でも失格とはしない）。

イ 審査は、書類審査にて行う。選定委員が提案内容の理解を深める目的としてプレゼンテーションの機会を設け、プレゼンテーションの日時は事前に通知を行う。なお、プレゼンテーションはリモート開催を予定している。

ウ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
技術点	「評価基準表」のとおり	700 点
価格点	価格点満点×(1-提案価格/上限価格)	300 点

合 計	1,000 点
-----	---------

(3) 審査結果

- ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025 年日本国際博覧会 万博アプリ・万博ポータル開発保守運用業務】において公表する。

[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

①最優秀提案事業者（名称・評価点・提案金額）

- ②全提案事業者の名称 ※50 音順
- ③全提案事業者の評価点 ※得点順（応募者が 2 者であった場合、次点者の得点は公表しない。）
- ④最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ア 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 契約交渉時の資格審査必要書類の提出

契約候補者は、選定委員会による審査後、以下資格審査に必要な書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。

【資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

- ・ 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明すること。）
- ・ 法人登記簿謄本（1 部）  
※発行日から 3 か月以内のもの
- ・ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 か月以内のもの）
  - ①主たる事務所の所在地の都道府県における直近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
  - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ・ 財務諸表の写し（各 1 部：直近 1 か年のもの、半期決算の場合は 2 期分）
  - ①貸借対照表



- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書
- ・ 使用印鑑届（様式 12：原本 1 部）
  - ※共同事業体の場合に提出すること。
- ・ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 11：原本 1 部）

## 8 契約手続について

契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。

- (1) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (2) 契約金額の支払いについて、導入費用については、成果物の引渡し完了次第、協会が検査を実施し、その検査に合格した場合、本サービス提供事業者が契約書で定める金額を支払うこととする。なお、検査の単位は別途協議して定めることとする。(仕様書にて提示する)
- (3) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。(現金に代えて納付される証券を含む。)
- (7) (6) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
  - ① 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - ② 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
  - ③ 契約の相手方が、過去 2 年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じ

くする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- ④ 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ⑤ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ⑥ 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
- ⑦ 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ⑧ 物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

## 9 持続可能性の確保

- (1) 契約相手方は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 契約相手方は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。  
([https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630\\_procurement\\_code.pdf](https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_procurement_code.pdf))
- (3) 契約相手方は、協会が採用者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 契約相手方は、協会が契約相手方による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約相手方が協力を支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。
- (5) 協会が契約相手方による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約相手方は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

## 10 その他

- (1) 応募提案にあたっては、本公募要領、仕様書類を熟読し遵守すること。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等を遵守すること。